

## 令和元年第7回苓北町議会臨時会会議録（第1日目）

令和元年第7回苓北町議会臨時会は、令和元年11月18日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

2番	野田 謙二	3番	廣田 幸英
4番	高戸 幸雄	5番	松本 良人
6番	石田 みどり	7番	浜口 雅英
8番	野崎 幸洋	9番	山本 政人
10番	倉田 明	11番	田嶋 豊昭（副議長）
12番	錦戸 俊春（議長）		

3. 不応招議員（1名）

1番 山口 利生

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	山崎 秀典
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	尾脇 宣宏
税務住民課長	宮崎 裕昭	企画政策課長	錦戸 雅志
教 育 課 長	福田 誠一	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	宮崎 良成	商工観光課長	西川 文孝
水道環境課長	錦戸 和友	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	荒木 真喜子	会 計 課 長	坂元 俊司

## 8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 議案第73号 請負契約〔森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その  
1）〕の変更締結について

## 9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

開会前に携帯電話をお持ちの方をお願い申し上げます。場内では電源をお切りいただくか、マナーモードの設定をお願いします。

ここで、令和元年9月、10月に発生した台風15号及び19号で東日本地区の方々が甚大な被害を受けられました。お見舞いを申し上げます。あわせて、犠牲者になられた方々に対し、謹んでご冥福をお祈りし、黙とうを捧げたいと思います。傍聴者の方もあわせてご協力をお願いいたします。ご起立願います。

[黙とう]

○議長（錦戸俊春君） 黙とうを終わります。ご着席ください。

改めまして、おはようございます。

只今の出席議員は、11名です。定足数に達しておりますので、只今から、令和元年第7回苓北町議会臨時会を開会します。

なお、欠席届を出されている議員は、1番、山口利生君です。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、廣田幸英君、4番、高戸幸雄君を指名します。

-----○-----

### 日程第2 会期決定の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

-----○-----

### 日程第3 議案第73号 請負契約〔森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その1）〕の変更締結について

○議長（錦戸俊春君） 日程第3、議案第73号、請負契約〔森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その1）〕の変更締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 議案第73号、請負契約〔森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その1）〕の変更締結について。

平成30年9月10日議案第56号並びに令和元年5月9日議案第36号により議決された下記工事請負契約を変更締結するものとする。

令和元年11月18日提出、苓北町長 田嶋章二。

1. 工事名 森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その1）。2. 契約の方法 指名競争入札。3. 契約金額 当初1億2,744万円、前回変更825万7,744円、今回変更1,564万4,992円、合計1億5,134万2,736円。4. 契約の相手方 熊本県天草郡苓北町都呂々916番地、前川建設株式会社 代表取締役 前川敏士。

提案理由 地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためです。

それでは、工事の変更内容について説明いたします。

図面を2枚、「平面図」と「標準断面図」を添付しておりますのでご覧ください。なお、添付の図面は、既存の図面を見やすいように任意の倍率で拡大しておりますことから、縮尺の値を記載しておりませんことをご了承願います。

工事箇所は、森林基幹道苓北天草線の苓北町都呂々字杉ノ野迫地内の地すべり災害箇所です。本工事は、令和元年5月9日開催の第3回議会臨時会において「請負契約の変更締結について」のご承認をいただいたところですが、その折に終点部掘削法面に亀裂が発生している旨をご報告させていただきました。今回の変更の主なものは、この亀裂が発生している箇所の土砂の取り除きに係る土工の増加、並びに掘削法面の変更に伴うラス張工の増加です。

なお、今回の変更につきましては、10月25日付けで熊本県知事より、変更協議に係る承認をいただいておりますことを、先にご報告させていただきます。

では、標準断面図をご覧ください。

当初設計では、ピンクに着色した部分の前面に記載のとおり、土砂及び軟岩1A部分を1:0.6の勾配で、軟岩1Bの部分を1:0.3の勾配で掘削することとしておりましたが、図面にあります滑りの状況を現地において確認し、滑り部分の土砂及び岩を全て取り除くこととして、あわせまして、掘削法面の安定を図るために、勾配を土砂部分、岩部分ともに1:0.8と緩やかにし、滑りに影響がない高さで小段を設けることといたしました。着色部分の下にL=3.5の記載がございますが、この値がSP.2地点での小段の幅となります。

次に、平面図をご覧ください。

ピンクで着色した部分の中央付近に赤色でカーブした線が入っておりますが、この線が当初計画における掘削ラインです。ピンク及びミドリで着色した部分が、今回変更における土砂及び岩の取り除き部分で、ミドリの着色部分が小段、ピンクの部分が法面となり、掘削後にラス張工を施工いたします。ラス張工の詳細施工図は、前回変更と同様であるため添付していませんが、50mm×50mmのひし形金網を1㎡あたり長さ400mmのアンカーピン0.3本と、長さ200mmのアンカーピン1.5本で固定することとしております。

なお、ラス張工施工部分につきましては、別発注工事におきまして、土砂部分については植生基材吹付工を、岩部分につきましてはモルタル吹付工を施工する計画となっております。

以上が変更の概要となりますが、今回の変更において、バックホウによる掘削が土砂及び岩をあわせて7,258㎡の増加、掘削法面のラス張工が1,225㎡の増加、このほか、掘削土砂の運搬・土捨て場での整地等の費用を増加し、契約額で1,564万4,992円の増額としております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、よろしいですか。はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） はい。まず、全体的なお尋ねですが、本議案は、当初契約1億2,744万円、第1回の変更額が825万7,744円、そして、今回、1,564万4,992円、変更後の請負額は1億5,134万円と非常に高額なものです。また、近年、この木場地区一帯にです、複数の町道の地すべり、あるいは西海岸の国道法面の落石などが多発しており、熊本地震の影響もささやかれております。特に本箇所、本工事付近には、同様の崩壊箇所があり、地すべり地帯ではないかと推測もされております。このことから、住民の関心も非常に高いのではないかと考えます。更に、本議会の中でも複数の議員が複数回この状況を質問していることも承知されているはずですが、この工事が地域住民の安寧のために適切に施工されるためにも、我々議会も現場で現地の状況を見ながら町の説明を受け、現場の状況と工事の状況を議論するという手段が必要であったと思いますし、町当局も、このような状況から事前に現場での説明会を企画すべきではなかったかと考えます。なぜこのことを省略されたのかお尋ねをします。

それから、当初契約の時、この工事の法面処理は勾配が急すぎる、高さ5mおきにステップを設置すべきと問題提起しましたけども受け入れられませんでした。このことが今回の現状を生み出したと考えます。町は現場の状況や土木の基準を十分把握して国への申請、査定官への説明をすべきだったと思います。今回の事案を教訓として、今後の

公共土木の執行に活かしてください。

この中には、先の工事の中で、これは農水と関係ありませんけども、土量が3,000 m<sup>3</sup>余ったとか、5,000 m<sup>3</sup>余ったとか、最終的には8,000 m<sup>3</sup>ですか。土量が余ったということです。土量がですね、何千m<sup>3</sup>も余るなんていう公共工事は実際はあり得ない。実際あっておりますが、普段はそういう事例はあり得ないことだということ認識すべきです。

それから、法面の処理はですね、崩壊前の方法と同じですよ、それで大丈夫なのか。もう少し、例えば、コンクリート法枠工とアンカー工法というのですか、そういう別の工法を検討すべきではなかったかというふうに思います。

それから、切土量は7,000 m<sup>3</sup>ですか、7,258 m<sup>3</sup>ということですが、これの処理はどうされるのかということです。

それから、起点側ナンバー2からナンバー3の区間と、起点、終点側ナンバー5からBC4の区間は法面が仕上がりでですね、突き出たような状況になると思います。この区間の法面を全体的景観から前後に擦り付けるために切り落とすべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

それから、平面図の水色の部分は断面図ではL=3.5ということになっていますが、この平面図の中でみると非常に何て言いますか、見苦しく、同じ3.5mでずっと道路沿いに行っとらんわけですね。断面の関係とか何とか、そういうものもあってこういう形になったんだというふうに思いますが、本来ならば、この道路沿いにずっと3.5mでこういったほうがいいのではないかというふうに思います。そうすることによって、このへこみ具合の法勾配は緩くなりますよね。上の崩壊線を基準に考えた場合、ここを、この水色を桃色にすることによって、この勾配は緩くなる。勾配はずっと変わってきますけどもですね、急になる勾配は避けるべきですが、緩くなる勾配は、この場合は活用してもいいのではないかというふうに思うわけですが、以上、お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） はい。では、只今の質問に回答させていただきます。

一つ目は、事前説明会の開催についてのご質問であったかと思えます。今回の変更は、先程説明しましたとおり、5月9日開催の議会臨時会の折に、掘削法面に亀裂が発生している旨を写真を使ってご報告させていただいた箇所でございます。

また、4月25日には、2常任委員会の合同による現場視察も行われており、議員の皆様、現場の状況につきましてはご承知のことだと思っております。なお、今回の変更概要は、この滑りの位置の確定による滑り部分の土砂を取り除くことが主目的でございます。また、平面図及び標準断面図を用いて説明が十分可能であると判断したため、事前の説明会は開催いたしませんでした。

以上でございます。

次に、小段の設置についてですけれども、小段の設置につきましては、前回、変更締結を承認いただいた折にもご報告させていただきましたが、改めて説明させていただきます。

設計基準の把握について、この地すべり箇所は災害査定を受けるにあたり、林道必携等の関係基準に基づき、災害査定設計書の作成を行ったところでございます。

なお、小段の設置につきましては、林道必携には、「切土法面に小段は設けない。ただし、土砂の切土高が10mを越え、法面の剥落の恐れがある場合は、小段の設置を検討する」とあります。このことにより、治山技術基準解説地すべり防止編に基づき、小段を設置することで災害査定を受けましたが、査定において小段の設置は削除されたところでございます。

以上、関係基準書に基づき設計を行い、査定を受けたことをご理解いただきたいと思います。

続きまして、法面処理が崩壊前と同じだが大丈夫かというふうなご質問についてお答えいたします。

法面の勾配につきましては、熊本県林道事業設計基準書により、土質ごとに勾配が定められており、その中に法面勾配は地質、亀裂、法面方向等を相互的に判断し、増減することができるかとあります。今回の変更により、滑り面の土砂を全て取り除くことといたしまして、併せまして、掘削勾配も基準の範囲内で緩やかにいたしました。また、ラス張工の施工後も土質の状況にあわせて植生基材吹付工、モルタル吹付工を施工することで法面の安定は保たれるものと考えております。

続きまして、切土の処理ですけれども、切土の土量は、先程申しましたとおり、7,258m<sup>3</sup>です。この土砂の処理につきましては、これまでと同様に、現場横の土捨て場にて盛土処理することとしております。

すみません、次に、今回、変更により法面に突き出た部分が出てきている。これは切り落とすべきではないかのご質問にお答えいたします。

今回の変更は、工事施工途中で法面の滑りが発生し、この滑り部分の土砂を全て取り除くことが主目的でございます。このことにより、滑りの影響がないところ、あるところで、掘削断面に段差ができることはやむを得ないものと考えております。今後、この段差を解消するために、改めて重機をあげ、施工することは困難であり、見栄えもあろうかと思いますが、あくまでも災害復旧工事で滑りの部分の影響を取り除くということが主目的であることをご理解いただきたいと思います。

続きまして、小段の幅の違い、その統一についてのご質問についてお答えいたします。

お配りしました平面図のミドリで着色した部分が小段部分ですが、ご指摘のように、小段の幅は各測点ごとに異なります。今回の変更は、法面滑り部分をすべて取り除くことが目的であり、その滑りの位置は測点ごとに異なります。したがって、小段の幅も異なることはやむを得ないものと考えております。

なお、小段の幅を統一することは、小段を10段方向にも更に小段を設けることが必要になることも考えられ、作業効率等を考えますと、今回の変更設計で妥当なものであると考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 今回の課長の説明の中でですね、県の森林土木工法に基づくとか、林道必携に基づくとかという説明がありましたけども、これは新たに災害復旧工事じゃなくてですね、新たに林道をつくる場合に適用されるべきであって、災害復旧の場合は、当然、今回のように、いろんなところに地すべり崩壊箇所があると、そういった場合には、やっぱり現場の状況に応じた形でですね、そのまあ、基本的には必携を参考にされるべきですけども、そこら辺のところは、専門家、あるいは県あたりとも十分相談をされて、必携ではこうなっているけども、何かよか方法はありませんかと。県あたりは専門の知識を持った方が担当をしておられますので、そういう手順は踏まれたのかお尋ねします。

それから、切土量約7,200ですか、は、現在の盛土部分に重ねるということですが、7,000 m<sup>3</sup>という大量の土砂を現状に上乘せする、この場合に、水処理の方法、それから、土留めをされましたよね。そういう部分への耐震て言いますか、そういう検討はされているのか、お尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） はい。まず、今回の変更設計にあたって、県等とのやりとりにつきましては、今回の災害崩落発生したのが4月の下旬でございます。それから、梅雨明け等を待って滑りの状況を更に確認して、県とも何度か現地のほうでですね、確認いただきながら協議をし、現在の変更設計に至ったというところでご理解をいただきたいと思っております。

それから、埋立地の処理ですけども、今回の埋立地の一番下流部分にあります土留め擁壁の設置につきましては、森林土木構造物標準設計擁壁編の基準に基づき、安定の判断を行っており、設計されております。

なお、今回の変更による掘削土の処理は、この土留め擁壁の安定に影響のない範囲で盛土をすることといたしております。

次に、排水処理の見直しについてですけども、今回の盛土の増加が今回の流域面積に



大きく影響を与えるような盛土面積を増加するものではございませんので、改めて排水処理の見直しは行っておりません。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 土留め擁壁も当初のですね、盛土に基準にあったものだったということだったという説明ですが、次の設計変更がないように、変更契約がないように、やっぱりそこら辺は県とも更に打ち合わせをされてですね、これでいいのかと。場合によっては盛土の量を増やさなければならない。あるいは、鉄骨を撃ち込まなければならない。そういうことをせんと当初申し上げましたように、この地域には非常に地すべり箇所が、この現場のちょうど起点側にも工法に首をかしげておられると、苦慮されておられるという話をちょっと漏れ聞きましたけども、そういう箇所のすぐそばです。それで、やっぱり全体的に熊本地震の影響もあるのではないかというささやきもされておりますようにですね、全体的に、善亀線も滑っています。言うならば、あの一帯は全て、こっち側の右のほうはなんやったですかね、はいはい、そこもなっています。ちゅうことは、やっぱり県の基準は、先程言いましたように、当初工事の場合は、県の基準でいいと思うんですよ。ところが、これだけその一定の区域の木場地区という区域の中でいたる所でそういう現象が見られているということは、やっぱり県にも、あるいは災害の査定官にもですね、十分状況報告をしながら取り組んでもらいたいというふうに思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） はい。ご指摘ありがとうございます。以降ですね、現場と常に確認しながら、県とも打ち合わせを行っていきたいと考えます。

終わります。

○7番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

はい、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 今回の補正ではですね、路線そのものの変更はないようでございますけれども、現場を見るとですね、路線の変更そのものの、例えば、谷側に路線の変更をするべきではないかと、私自身は思うわけでございます。ないとするならばいいわけでございますけども、その場合には、また県との協議も必要になってくるし、本工事の竣工をですね、舗装及び吹付がもう既に入札されているというふうに伺いはしておりますけれども、幾分か工期のですね、先送りといったら何ですけども、延びてくるのではないかなという懸念を持っております。今年度残された年度末の期日を見ると、末端の終末排水については町の単独工事ということで、これは来年度に回しても結構だ

と思うんですけども、本工事が繰越明許ということで3月末までの工期が設定してございます。そのようなことを考えると、期日までに竣工ができるか、それを一番心配しております。その点についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） はい。まず、路線の変更についてですけども、路線を変更するためには、これ重変協議となり、国との協議が必要となります。それにはかなりの期間を要しますので、今回の変更は、県の段階で可能な範囲、変更の承認が可能な範囲で変更させていただきました。今後もまた10mほど掘り下げる必要がございますので、改めてですね、その状況を確認しながら、変更が必要な際には、変更を協議してまいりたいと考えます。

続きまして、工期ですけども、現在、この工事現場は1月31日を工期としております。現場の状況もありまして、工期の変更を後ろにずらす可能性はございますけども、年度内に竣工を目指して努力しているところでございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） はい。とにかくですね、残された期間がわずかでございます。その中で年末年始の休暇、それとご存知のとおり、2月は逃げ月と言われますよね。幸いなことに今年度オリンピックの年で29日まで期日がございます。3月になると菜種梅雨ということで、なかなかその設定された日にちが思うどおりにならないのではないかと考えておるところでございます。その上、当該箇所が寒冷地ということで、舗装の時に下層路盤の整生等々に思った以上に日数というか、工期が必要になってくるんじゃないかなと思います。3月の25日等々が最終的な県の確認検査、町の竣工検査等々を考えますと、なるかと思えますけども、繰越明許ということでございますので、その点については、再度お伺いをいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） この現場のです、今の大体の進捗率が70%でございます。今後の天気の状況もございますけども、順調にいけば年度内に施工は可能であると考えております。もしもの場合というのは、事故繰越というふうな形を取らざるを得ないというふうな形にはなろうかと思えますけども、その点については、現段階では考えておりませんが、今後、考える必要もですね、出てくる可能性もなきにしもあらずということで考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 私が知る限り事故繰越ということが今まで荅北町でなかったか

のように思っています。ないならば幸いなんですけれども、最悪の場合ですね、事故繰越等々が考えられる場合には、今日、執行部の皆さん全員おられますけれども、事故繰越というのはこういうふうなんだよということで、その工事に対する全員が共有するといえますか、その考えを持っていただくなら幸いかと思います。幸いなことの1件の工事でございますので、事故繰越ということを考えながらですね、やっていただきたいと思います。とにかく事故がないように、そして、年度末に立派な道路が完成することを願いながら、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） 答弁はいいですか。

○4番（高戸幸雄君） はい。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） かなり突っ込んだ質問がなされましたけれども、私、1点ですね、今、いろいろ災害があちこちで全国あっておりますけれども、これを機会にですね、今、二次災害の防止というのが相当強く言われておるようでございます。

それと、地震に対する耐震構造物の構造というのがかなり今見直されて、強化されてきておりますけれども、この施設自体にですね、多分、法面仕上げは耐震あたりにはなっていないかなと思うわけですが、一応、法面仕上げも構造物とみなせばですね、この耐震の構造あたり、耐震の計画、計算なんかは行われた上でこういった設計になったのかどうかお尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） はい。耐震ですけども、今回の工事の施工、設計にあたりましては、最新の設計書を用いて計画をしておりますけども、そこにその耐震部分がどれだけ盛り込まれているかにつきましては、申し訳ございませんけども、把握しておりません。ただ、切土面の勾配等については、それぞれの土質に応じて勾配で定められておるということでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 私、この図面から想像しますとですね、終点部ですね、ここのSP.3になりますかね、そこら辺までを切るようになっておりますけれども、ここが3から終点部分までは既設の法面ですね。それから、起点部については、かなりの勾配で立つわけですが、これの図面から見ますとですね、かなり鋭角になつとる、仕上げがですね。ちゅうことは、ここら辺はちょっとしたずれでも崩れるというのは、わかっとなつとっじゃなかろうかなと。私、前回だったですかね、ここら辺の土質を見に行つて、

指摘もしたと思います。ここら辺の岩は用心せんばいかんと。もう既に壊れよるよという事で指摘をした中で、多分、こちらから壊れていたんじゃないかなと思いますけれども、そこら辺がありますので、この取付部になりますかね、既設との、ここら辺はですね、もし災害あたりの復旧費の中で見れんとならばですね、単独費でもですね、十分な仕上げ、取り付けあたり、天端の揃え、こういった形になりますのでですね。これはここだけの問題じゃなくてですね、多分、ナンバーのS Pの2ですかね、S Pの2なんかもやっぱりこういった形になりますね。こっちが既設、こっちが切ったと。天端が鋭角になるような仕上げでございますので、やはり、もし補助対象がなかったならば、上なんかでもですね、独自でもやっぱり揃えてですね、やっぱ崩壊のないような施設にしなければいかんんじゃないかなと思うておりますが、そこら辺はどうお考えですかね。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） はい。最初にこの終点部、平面図のピンクの部分の一番右側、これは既設のモルタル吹付工等取付部分でございます。

先程、浜口議員からも質問ございましたけども、S Pの2地点におきましては、今回の新たに掘削部分と既設の部分で段差というか、とがった部分が出てくる。これは、今回、施工途中でこういうふうな形で新たな掘削断面が変わったということで、これはやむを得ないものと考えておりますけども、終点部分につきましては、災害復旧工事の必要面積といいますか、施工面積というのは、これは査定等の中で限られておりますので、それ以外の部分については、単独費等を計上して施工する必要があるのかどうかを含めましてですね、ちょっと今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は、全体的な設計を見る、あるいは、今回切った残土の処理等を見ますと、今回ですね、これは重変になろうかと思えますけれど、思い切ってですね、もし、今私が指摘した耐震も、このあたりも見てはおるが、はっきり言ってあまりその実働的でないような感じがします。それから、この仕上げあたりもまだ流動的じゃないかと思えますけれど、思い切ってですね、本線自体を前に出してですね、特にナンバー3あたりをですね、思い切ってですね、何メートルか前さん出すと。そこはカーブになっておりますけれども、直線で取り付けるぐらいにしておけば、今後、もし今、やっておられるところは、まだ私が見る目では壊れてくる可能性が多々あるように感じますので、壊れてきても道路に対しての通行上の支障はないんじゃないかなろうかと。前に思い切って出したらですね、そういうことも考えますと、もしかして、金額自体も安価になるんじゃないかなろうかなというような気がします。そういったこともですね、再度です

ね、やっぱりその他災害担当あたりとの、上級官庁あたりともですね、あわせて検討されまして、したほうがいいというような、私はそういった解釈を受けますが、そこら辺はどうでしょうかね。ぜひですね、もし、もう3回目ですので、もしよかったですね、私もそこら辺も思われますので、可能であれば私はそっちがいいと思います。泥も存分に余りますからね。そこら辺の見解をお尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） はい。ご質問の道路方線の変更ですけど、これにつきましては、先程、高戸議員のときもお話しましたとおり、国との協議が必要となります。現場の状況を見ないとですね、なかなかわからない、判断できないところはございますけども、できるだけ安全面に、安全に配慮してですね、施工ができるように国とも協議してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第73号を採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号、請負契約〔森林基幹道荅北天草線災害復旧工事（その1）〕の変更締結については原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和元年第7回荅北町議会臨時会を閉会します。

どなた様も大変お疲れ様でした。

-----○-----

閉会 午前10時09分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

荅北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員